

定 款

株式会社 大阪城ホール

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社大阪城ホールと称し、英文では O S A K A - J O
H A L L C o . L t d . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ホール施設の賃貸及び運営管理
- (2) 各種催し物の企画実施
- (3) ホール施設内のレストラン・売店の経営及び物品の販売
- (4) ホール施設における広告宣伝
- (5) 不動産の賃貸借及び管理
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を置く。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、120,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株主に株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 7 条 当社の株式(自己株式を含む。)を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える旨及び当該株式の引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により予め公告をして、一定の日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は質権者としてすることができる。

(株主の届出事項)

第9条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

2 前項の届け出のない者に対しては、そのために生じた損害について、当社はその責を負わない。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がこれを招集する。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

第13条 株主又はその法定代理人は、当社の他の議決権を有する株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、法人が株主である場合には、その使用人に議決権の行使をさせることができる。

2 株主が議決権を代理行使させる場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(決議等の省略)

第15条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使できる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役社長1名を選定する。

- 2 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により、取締役の中から必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役をおくことができる。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開くことができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

- 2 取締役会の決議について特別の利害関係のある取締役は、前項の決議に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印する。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の数及び選任)

第29条 当社の監査役は、1名とする。

2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、前任の監査役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第34条 当会社の剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。なお、剰余金の配当には利子をつけない。